

(一社) 福島県臨床検査技師会

[学術奨励賞選考基準] (2014 年6 月11 日改定)

1. 福島県臨床検査技師会学術奨励賞

- ・取得得点50 点以上を対象とするが、技師会学術活動に対する貢献度も勘案する。
- ・また、内訳には福島医学検査学会の発表が少なくとも1 題以上あることが望ましい。
- ・選考基準の対象は過去10 年まで。(継続的に発表していること)
- ・受賞者は、県北2 名、県南3 名、会津1 名、相双1 名、いわき1 名程度とする。

1) 学会発表

①技師会関係の学会・研究会・研修会(全国・東北・福島)

発表者 10 点/1 回 座長5 点/1 回

共同発表者2 点/1 回 講演10 点/1 回 実技講師5 点/1 回

②他団体の学会・研究会・研修会(臨床検査関連全国・東北・福島)

発表者 10 点/1 回 座長5 点/1 回

共同発表者2 点/1 回 講演10 点/1 回 実技講師5 点/1 回

*同一内容を複数の学会で発表の場合は、上位学会での発表のみを対象とする。

2) 論文発表

①技師会関係の学術誌

筆頭者 20 点/1 編

共同研究者5 点/1 編

②他団体の学術誌(臨床検査関連全国・東北・福島)

筆頭者 20 点/1 編

共同研究者5 点/1 編

3) その他・技師会関係(日臨技、東臨技、福臨技、支部)の学術活動

①学術部長・副部長 各5 点・3 点/年

②部門長・分野長・副分野長 各5 点・3 点・2 点/年

③精度管理委員長・委員 各5 点・5 点/年

④支部学術部長・副部長・班長・副班長各 3 点・2 点・2 点・1 点/年